○法務省告示第百五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四十二　略］ 四十三　別表第十に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦において通算して五年を超えない期間、特定の個人又は団体から本号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で行う、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。） ［別表第一～別表第九　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四十二　同上］ ［号を加える。］ ［別表第一～別表第九　同上］ ［別表を加える。］

別表第十

一　次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　日本人の子として出生した者の実子（日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子を除く。）

ロ　日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子（イに該当する者を除く。）

二　申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

三　帰国のための旅行切符又は当該切符を購入するための十分な資金を所持していること。

四　申請の時点において、本邦における滞在中、独立の生計を営むことができると見込まれること。

五　健康であること。

六　素行が善良であること。

七　本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

八　基本的な日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。ただし、申請人が本則第四十三号に掲げる活動を指定されて、通算して二年を超えて本邦に在留しようとする場合は、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。

九　法第七条の二第一項の申請をした日が、本則第四十三号に掲げる活動を指定されて交付された在留資格認定証明書の総数（当該申請のあった日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの間における総数をいう。）が地域社会への影響等の観点から法務大臣が関係行政機関の長と協議して相当と認める数を超えたと認められる日の翌日までであること。

備考　表中の［一］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。